

副本

令和2年(行ウ)第54号 託送料金認可取消請求事件

原 告 一般社団法人グリーンコープでんき

被 告 国(処分行政庁 経済産業大臣)

第 6 準 備 書 面

令和4年5月9日

福岡地方裁判所第1民事部合議A係 御中

被告指定代理人

田 中 隆 士	(印)
小 林 祥 之	(印)
國 分 瑞 生	(印)
岩 田 淳 之	(印)
坂 本 雅 史	(印)
開 田 智	(印)
古 賀 裕 二	(印)
岩 下 良 一	(印)
下 川 琴 江	(印)
西 田 一 樹	(印)
松 倉 大 樹	(印)
赤 松 徹 也	(印)
廣 兼 佑 亮	(印)
伊 藤 耕 平	(印)

水鳥成美

長柄有里乃

金光百菜



第1 はじめに	5
第2 本件算定規則4条2項の授權規定である電気事業法18条1項について、違憲の問題は生じ得ず、本件算定規則及び本件施行規則の違憲をいう原告の主張は前提を欠くものであること	8
1 電気事業法18条1項について、違憲の問題が生じ得ないこと	8
2 本件算定規則及び本件施行規則が違憲である旨をいう原告の主張は前提を誤るものであること	9
3 小括	11
第3 賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を「料金」の構成要素たる営業費に含めることとした本件算定規則4条2項は、授權規定である電気事業法18条1項の委任の範囲内にあること	11
1 委任の内容の適法性の判断枠組み	11
2 経済産業大臣の専門技術的な裁量判断を否定する原告の主張には理由がないこと	12
3 授權規定の文理からして電気事業法18条1項が一般送配電事業者に対する託送供給等約款において定めるべき託送供給等に係る料金その他の供給条件とを省令に委任するものであることは明らかであること（判断要素①）	14
(1) はじめに	14
(2) 原告の主張は、授權規定の文理（判断要素①）から乖離しており、理由がないこと	14
4 電気事業法18条1項の立法過程における議論等を踏まえれば、委任の趣旨として、「適正な原価」に「公益的課題に要する費用」を含めることが許容されることもより一層明らかであること（判断要素②）	16
(1) はじめに	16
(2) 電気事業法18条1項の立法過程における議論等	17
(3) 小括	22

5 「公益的課題に要する費用」として賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を料金の構成要素たる営業費に含めることとした本件算定規則4条2項が電気事業法全体の趣旨、目的及び仕組みに合致すること（判断要素③）	22
(1) 電気事業法は公益的課題への対応を求めていること	22
(2) 公益的課題に要する費用に賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金が含まれること	23
(3) 原告の主張に理由がないこと	24
(4) 小括	24
6 本件算定規則4条は小売電気事業者の権利ないし利益を直接制限するものではない上、小売電気事業者が受ける影響も大きいとはいえないこと（判断要素④）	25
7 まとめ	25
第4 結語	25

第1 はじめに

1 被告第4準備書面第1（4及び5ページ）で述べたとおり、本件変更認可処分の適法性は、その根拠規定たる電気事業法18条1項に基づき適法なものであるかどうかにより判断されるべきものであり、原告が問題とする賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を託送供給等に係る料金に含めた託送供給等約款が認可されたのは、それらを「原価」等（同条3項1号）の構成要素たる営業費の算定に含めることを定めた本件算定規則4条2項に基づくものであるから、本件算定規則4条2項が、電気事業法18条1項の「経済産業省令で定めるところにより」とした法の委任の範囲内であれば、本件変更認可処分は、当然に適法というべきであり、したがって、本件の争点は、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を営業費の算定に含める旨を定めた本件算定規則4条2項が、法の委任の範囲内かどうかということに尽きる。

なお、電気事業法18条1項について、憲法の許容する委任の限度を超えるものでないことは明らかであって、本件において違憲の問題は生じ得ない。

法の委任に関しては、一般に、専門技術的事項は必ずしも国会の審議になじまず、また、状況の変化に対応した柔軟性を確保する必要がある事項は法律で詳細に定めることが適當ではないため、こうした事項については法律の委任に基づいて行政機関が規定を定めること（委任命令）が認められており、委任命令によって国民の権利義務の内容を定めることも許容されるが、当該委任命令が委任をした法律（授權法）に抵触していれば違法であり、委任に際して行政機関に裁量が認められている場合でも当該裁量の範囲を逸脱し又はこれを濫用した場合には違法となる。そして、委任命令が授權規定による委任の範囲内といえるか否かについては、その判断要素として、①授權規定の文理、②授權法が下位法令に委任した趣旨、③授權法の趣旨、目的及び仕組みとの整合性、④委任命令によって制限される権利ないし利益の性質等が考慮されており、必要に応じて授權規定の立法過程における議論等も検討の対象とされている（岡田

本人・最高裁判所判例解説民事篇平成25年度20ページ参照。以下、上記各判断要素につき、「判断要素①」、「判断要素②」のようにいう場合がある。)。そして、これらの諸要素を総合的に考慮した結果、当該委任命令の規定が授權法の委任の範囲を逸脱・濫用したといえる場合には、当該規定は違法であり無効と判断される。

本件について、これら判断要素をみると、授權規定である電気事業法18条1項等は託送供給等の供給条件の細目につき特段の限定をしておらず(判断要素①)、授權規定の立法過程の議論等をみれば、法の經濟産業省令への委任の趣旨として、經濟産業大臣の専門的・技術的な裁量判断において、託送供給等に係る供給条件の一つである料金に係る原価等の構成要素たる営業費の算定に、公益的課題に要する費用を含めることも許容するものであることは明らかであるところ(判断要素②)、公益的課題に対応するための費用である賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を託送原価に算入した本件算定規則4条2項は、授權法全体の趣旨、目的及び仕組みに正しく合致するものであり(判断要素③)、本件算定規則4条が託送料金原価の構成要素である営業費の算定範囲を制限する趣旨は、一般送配電事業者による自由かつ恣意的な料金設定を防止することにあり、これが電気事業法1条に規定する同法の目的(「電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによって、電気の使用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図ること」)にむしろ合致するものであることはいうまでもなく、ましてや、原告の上うな小売電気事業者の権利ないし利益を直接的に制限するものではない(判断要素④)。

したがって、電気事業法18条1項に基づきなされた本件変更認可処分に関し、同項の委任を受けて、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を託送供給等約款における託送供給条件の一つである料金に係る原価等の構成要素である営業費の算定に含めることとした本件算定規則4条2項の規定は、電気

事業法の授權の趣旨に適合するものであり、経済産業大臣の専門的・技術的な裁量判断の下、法の委任の範囲内にある適法なものであることは明らかである。

- 2 これに対し、原告は、①電気事業法には、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の支払義務を小売電気事業者に課す旨の規定、あるいはこれを下位法令に委任する旨の規定が存在しないにもかかわらず、本件算定規則4条2項、並びに、本件施行規則45条の21の2第1項及び同規則45条の21の5第1項*1が、小売電気事業者に対して、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の支払義務を課すものであるから、憲法41条に反して違憲である旨を主張するとともに(原告準備書面3第1ないし第3〔1ないし6ページ〕、原告準備書面4第2の2及び第3〔7及び8ページ〕)、②本件算定規則4条2項が法の委任の範囲を超えている旨(原告準備書面3第4〔6ないし9ページ〕、原告準備書面4第1、第2及び第4〔1ないし14ページ〕)を主張する。
- 3 しかしながら、委任規定が存在しないから違憲である旨の原告の主張(前記2①)についていと、下位法令への委任規定(授權規定)である電気事業法18条1項に基づき本件算定規則4条2項が制定されたことが明らかである上、そもそも原告が指摘する本件算定規則及び本件施行規則の各条項は小売電気事業者を名宛人としてこれに義務を課すものではないから、前提を誤るものというほかない。

また、本件算定規則4条2項が法の委任の範囲を超える旨の原告の主張(前記2②)も、委任命令が授權規定による法の委任の範囲内か否かの判断要素を

*1 本件施行規則45条の21の2ないし7の各規定は、電気事業法施行規則等の一部を改正する等の省令(乙第62号証)第1条の規定による改正(令和4年4月1日施行)によって、それぞれ、同規則45条の21の8ないし13において規定されることとなったが、本件においては本件変更認可処分当時の上記各規定を記載する。

適切に踏まえたものではなく、授權規定である電気事業法18条1項等の文理を無視するなど、理由がないことは明らかである。

以下、詳述する。

なお、略語等は、断りがない限り、従前の例による。

第2 本件算定規則4条2項の授權規定である電気事業法18条1項について、違憲の問題は生じ得ず、本件算定規則及び本件施行規則の違憲をいう原告の主張は前提を欠くものであること

1 電気事業法18条1項について、違憲の問題が生じ得ないこと

前記第1の1で述べたとおり、一般的に、専門技術的事項に関して、状況の変化に対応した柔軟性を確保するため、法律の委任に基づいて行政機関が規定を定めること（委任命令）が認められており、委任命令によって国民の権利義務の内容を定めることも許容されるが、法律による行政の原理からすると、法律の法規創造力の意義を失わせるような委任の仕方は許されず、例えば、いわゆる白紙委任が許されないことはいうまでもないと解されている。このような委任の限度を超えた場合は、委任立法を制定した行政機関ではなく、委任の仕方を誤ったものとして立法機関が過ちを犯したこととなるので、国会による行政機関への委任の合憲性の問題となる。

そして、「授權規定が憲法の許容する委任の限度を超えるか否かの判断に当たっては、基本的に、授權規定において委任の基準や考慮すべき要素が明示されていなくても、当該規定のみならず当該法律の他の規定や法律全体の趣旨、目的の解釈によって、その委任を受けた機関を指導又は制約すべき目標、基準、考慮すべき要素等が合理的に導き出される限り、憲法の許容する委任の限度を超えるものではないという考え方を基礎とすべきものと解される」（徳地淳・最高裁判例解説民事篇平成27年度617ページ）。

これを、本件算定規則4条2項の授權規定である電気事業法18条1項につ

いてみると、そもそも、同項の文理（「一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給及び電力量調整供給…に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。」）からして、託送供給等約款の認可自体をいわば白紙委任するものとは言い難い。加えて、同法18条3項が、「経済産業大臣は、第1項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。」と定め、同項各号に基準を規定していることや、被告第4準備書面第3の3ないし5（12ないし34ページ）で述べた電気事業法の趣旨、目的等からして、上記にいう「目標、基準、考慮すべき要素等が合理的に導き出される」ことは明らかであって、憲法の許容する委任の限度を超えるものではない。

したがって、本件算定規則4条2項の授權規定である電気事業法18条1項について、合憲性の問題は生じ得ない。

2 本件算定規則及び本件施行規則が違憲である旨をいう原告の主張は前提を誤るものであること

これに対し、原告は、本件の委任の方法が違憲となる旨の論拠として、原告準備書面3第1の2（2ページ）において、「本件の争点の第一は、一般送配電事業者は、接続供給の相手方（託送受給者）から『賠償負担金』（本件施行規則45条の21の2第1項）及び『廃炉円滑化負担金』（本件施行規則45条の21の5第1項）を回収しなければならないとされ、接続供給の相手方（託送受給者）がその支払い義務を負うに至ったことが、法の委任に基づくものかどうかという点、すなわち、『法に、一般送配電事業者に対し接続供給の相手方が賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を支払うべき規定がなく、本件各省令が憲法41条に違反する』のかどうかという点である。」と主張し、原告準備書面4第2の2（7ページ）及び第3の2（8ページ）においても、「算定規則4条2項の（中略）規定は、法律の委任なく（中略）、小売電気事業者に新た

な支払い義務を課すものであつて、違法違憲無効である」、「これらの規則の規定（規則45条の21の3第1項及び規則45条の21の2第1項の規定、並びに、規則45条の21の6第1項及び規則45条の21の5第1項）は、憲法41条に違反し、違憲であり無効である。」と主張する。

しかしながら、被告第4準備書面第2（5ないし9ページ）において明らかにしたとおり、本件算定規則4条2項が定めているのは、一般送配電事業者が、託送供給等約款における託送料金を構成する要素たる営業費の算定に関する事項であり、原告のような小売電気事業者に何らかの義務を課すようなものではない。加えて、本件施行規則45条の21の2ないし7は、一般送配電事業者と原子力発電事業者を名宛人とするもので、小売電気事業者やその他の者を名宛人としておらず、原告のような小売電気事業者に対して何ら法的義務を課すものではない。このように、原告は、あたかも小売電気事業者に法的義務が課されているかのような前提で主張する点において誤っているというほかない

* 2。

3 小括

以上のとおり、本件算定規則4条2項の授權規定である電気事業法18条1項について、憲法の許容する委任の限度を超えるものではないことが明らかであって、本件において合憲性の問題は生じない。また、本件算定規則及び本件施行規則の違憲をいう原告の主張は前提を誤るものである。

第3 賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を「料金」の構成要素たる営業費に含めることとした本件算定規則4条2項は、授權規定である電気事業法18条1項の委任の範囲内にあること

1 委任の内容の適法性の判断枠組み

前記第1の1で述べたとおり、委任命令の適法性（委任の内容の適法性）は、

* 2 なお、原告は、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金が法律で定義されていないことを問題視するようであるが（原告準備書面3の第1の2〔2ページ〕）、本件算定規則4条1項は、託送料金を構成する要素たる「営業費」として、必ずしも法律に定義規定があるわけではない「役員給与」「給料手当振替額（貸方）」「厚生費」「委託検針費」等を規定していることに加え、「自社アンシラリーサービス費」について、「アンシラリーサービス費（電気の周波数の値の維持、第一条第二項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気の供給、送配電設備の事故等が生じた場合においても電気の安定供給を確保するために行う電気の潮流の調整及び揚水式発電設備における揚水運転、電気の電圧の値の維持並びにその発電設備以外の発電設備の発電に係る電気を受電することなく発電することができる発電設備の維持等（略））であって離島以外の供給区域に係るものに係る費用をいう。」と定義していることからしても、法律に定義規定が存在しないことは、違憲違法と直接関係のないことが分かる。

専門技術的事項は下位法令に委任できることを前提に、①授權規定の文理、②授權法が下位法令に委任した趣旨、③授權法の趣旨、目的及び仕組みとの整合性、④委任命令によって制限される権利ないし利益の性質等が考慮されており、必要に応じて授權規定の立法過程における議論等も検討の対象とした上で、委任の範囲内か否かが判断されるものである。

2 経済産業大臣の専門技術的な裁量判断を否定する原告の主張には理由がないこと

これに対し、原告は、「営業費や事業報酬、控除収益はいずれもその概念が明確であって専門的・技術的知見が入り込む余地はない（中略）そこに経済産業大臣の裁量などはない。」（原告準備書面1第1の2〔2ページ〕、原告準備書面3第4の2(1)〔7ページ〕）とか、電気事業法18条3項1号の「適正な原価」は、本件算定規則3条1項がこれを「一般送配電事業等を運営するに当たって必要であると見込まれる原価」に置き換えていた上で、「一般送配電事業者等を運営するに当たって必要であると見込まれる原価」が「会計の諸原則などに照らして、その概念・意義内容が明確であり、専門的・技術的裁量が入り込む余地はない。」（原告準備書面4第4の1〔8ないし10ページ〕等）などと主張し、電気事業法が託送供給等の供給条件に関する事項の制定を経済産業大臣の専門的・技術的な裁量判断に委ねるという同法18条1項の趣旨を否定する。

しかしながら、被告第4準備書面第3の3(1)（12ないし15ページ）で述べたとおり、電気事業法18条1項が、同条3項の認可の条件として「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」が要求される「料金」の算定を含めた事項を経済産業省令に委任したのは、電気が国民生活や産業活動に不可欠で、代替性の乏しい基礎エネルギーであり、これを低廉な価格で豊富に、かつ、安定して供給することは国家的要請であって、その供給を行う電気事業は公益性の高い基幹産業であることに加え、いかなる

費用が「適正な原価」であるかといった判断には、社会情勢によって変動する電気事業を取り巻く環境等を踏まえ、国民生活や経済活動への影響等を勘案した上でその判断を行う必要があり、専門的・技術的知見を必要とするものである上、状況の変化に柔軟に対応する必要からその細目を法律で定めることにはなじまないことから、我が国のエネルギー政策を所管し、当該分野に通曉し、省令を制定することができる経済産業大臣の専門的・技術的な裁量に委ねる趣旨であると解される。また、電気事業法上、「営業費」等の概念についてそれを具体的に限定し範囲を画するような何らかの明確な定義付けなどがされておらず、むしろ、その時代の政策ニーズや外部要因にあわせて、経済産業大臣の専門的・技術的な知見に基づき適宜適切に改正してきたという実際の運用を見ても、そこに裁量的判断が介在することは明らかである。

さらにいようと、「営業費」等から構成される「原価等」の「原価」という用語については、「『特定目的を遂行するために（有形・無形の経済財の取得、造出または販売のために）、発生せしめられた犠牲（Foregoing）または発生せしめられる見込の犠牲を貨幣額で測定したもの』、別言すれば『特定目的を遂行するために、目的意識的に手放された価値または手放される見込の価値の評価額』をいう」（乙第63号証250ページ）などとされ、原価計算についても、「その目的を異にするにしたがって計算される原価の範囲、内容、計算方法等を異にする」ものとされており（同号証260ページ）、「原価」という用語自体、一般的なその文言の意味合いを超えることはできないとしても、その意味内容が当然に決まり、あるいは、その範囲が当然に画されるようなものではなく、原価を計算する目的に従って具体化されるいわば相対的な概念を示す用語である。

原価等の概念が明確であるとする原告の上記主張については、いかなる根拠に基づいて「明確である」というのかも、そしていかなる理由からそのことが裁量を否定する理由になるのかも、全く定かではなく、託送供給等の供給条件

の策定に関する経済産業大臣の裁量を否認する原告の主張には理由がない。

3 授権規定の文理からして電気事業法18条1項が一般送配電事業者に対する託送供給等約款において定めるべき託送供給等に係る料金その他の供給条件を省令に委任するものであることは明らかであること（判断要素①）

(1) はじめに

被告第4準備書面第3の2（11及び12ページ）で述べたとおり、本件算定規則4条2項の授権規定である電気事業法18条1項は、その文理からすれば、一般配送電事業者に対する託送供給等約款において定めるべき託送供給等に係る料金その他の供給条件に関して、これを省令に委任するものといえるが、同条のほかの項や、その他の電気事業法の法文をみても、そのような託送供給等に係る料金その他の供給条件といった事項につき、いかなる内容の供給条件を具体的に設定するかどうか、また料金として、具体的にいかなる積算根拠に基づいて設定されるべきかなど、規定上、特段の限定はしていないものである。

したがって、授権規定の文理から、一般送配電事業者に対する供給等約款において、公益的課題に対応する費用を回収することも否定されていない。

(2) 原告の主張は、授権規定の文理（判断要素①）から乖離しており、理由がないこと

これに対し、原告の主張は、以下に述べるとおり、授権規定の文理（判断要素①）から完全に乖離しており、これを無視する主張というほかない。

ア まず、原告は、授権規定（委任規定）である電気事業法18条1項が「供給条件について省令に委任する規定ではない」というが（原告準備書面4第1〔1ないし5ページ〕）、同条項には明確に「…料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより…」と規定されているのであって、原告の上記主張は明らかに誤っている。

イ 次いで、原告は、電気事業法18条1項が委任した経済産業省令は、「認

可申請の内容をなす託送供給等約款において定めるべき事項と料金の算定計算書の記載事項など、手続的事項を規定することになる旨主張する（原告準備書面4第1の2〔3ページ〕）。

しかしながら、これも電気事業法18条1項の文理から、委任事項が手續的事項に限られると解する余地はないというほかない。

また、原告は、「法18条1項は、認可の基準について省令に委任する授権規定ではない。」とも主張するが（原告準備書面4第4の1〔9ページ〕）、そもそも、被告は、電気事業法18条1項が認可の基準を省令に委任したものであるなどという主張はしていないし、認可の基準を委任したものではないから手續的事項を委任したものに限られるとする原告の主張には論理の飛躍があるというほかない。

ウ さらに、原告は、授権規定（委任規定）である電気事業法18条1項について、「法18条1項は、法18条3項1号に規定する以外のものを『料金』とすることを経済産業省令に委任しているのか」との問題意識を提示した上で、電気事業法18条3項1号は「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。」と規定するにもかかわらず、下位法令である本件算定規則3条1項が「一般送配電事業者は、託送供給等約款料金を算定しようとするときは（中略）一般送配電事業等（中略）を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定しなければならない。」と規定することから、遡って、電気事業法18条3項1号が「一般送配電事業を営むために必要な費用」と規定しているなどと同号の文理上存在しない文言を持ち出した上、電気事業法18条3項1号の「『適正な原価』は、一般送配電事業を営むために必要な費用に限定される」から、それ以外の費目（電気事業法18条3項1号に規定する以外の費目）を「料金」とすることを経済産業省令に委任していない旨を主張する（原告準備書面4第

1の3及び4〔4及び5ページ〕等)。

しかしながら、委任命令の法適合性の問題は、前記第1の1で述べた判断枠組みからも明らかのように、法が下位法令にいかなる範囲で委任をしているのか、授權規定の文理や法の趣旨等を踏まえた上で、下位法令がその範囲内に収まるものかどうかを検討するものであるところ、原告の上記主張は、これとは真逆に、下位法令である本件算定規則の規定する範囲を先に解釈した上で、そこから遡って電気事業法の文言にない事項があたかも同法の規定上存在するかのごとく解釈しており、委任命令の法適合性の問題に関する法解釈の方法から明らかに逸脱する独自のものというほかない(なお、原告のこのような法令解釈の手法の是非はおくとしても、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金といった公益的課題に対応するための費用を回収する役割を一般送配電事業者が担うことは電気事業法が予定・許容するところであり、これが一般送配電事業を営むために必要な費用ではないと決めつける原告の上記解釈自体がそもそも正しいものではない。)。

エ 以上より、原告の上記主張に理由がないことは明らかである。

4 電気事業法18条1項の立法過程における議論等を踏まえれば、委任の趣旨として、「適正な原価」に「公益的課題に要する費用」を含めることが許容されることもより一層明らかであること(判断要素②)

(1) はじめに

授權規定である電気事業法18条1項が託送供給等の供給条件に関する事項を経済産業大臣の専門的・技術的な裁量判断に委ねた趣旨は、被告第4準備書面第3の3(12ないし25ページ)で述べたとおりであって、託送供給等の供給条件に係る事項の中に公益的課題に係る費用の回収を含めることも許容されていることは明らかである。

このことは、授權規定である電気事業法18条1項の立法過程における議論等を踏まえれば、より一層明らかとなる。

(2) 電気事業法 18条1項の立法過程における議論等

ア 平成11年改正と託送供給制度の役割

(7) 電気事業法は、被告第1準備書面第3の1(1)（16ないし21ページ）で述べたとおり、数次の改正を経てきたが、被告第4準備書面第3の3(2)ア（15ないし18ページ）で述べたとおり、託送供給制度*3は、平成11年改正において、自前の送配電設備を持たない新規参入者（特定規模電気事業者）が旧一般電気事業者の送配電設備を利用することが不可欠となることから、電気事業審議会基本政策部会の議論を経て、その基本思想（接続供給）が創設された制度である。

同部会では、託送制度について、経済効率性の向上を図るための小売供給の部分自由化と、供給の信頼度や望ましい電源構成の維持という公益的課題を両立させることなどを目的として、旧一般電気事業者、新規参入者、需要家等の適切な役割などが検討され、旧一般電気事業者は新規参入者に対して託送約款に基づく給電指令を適切に行うことを通じて公益的課題を達成すること、需要家は公益的課題の成果を享受する主体として、そのために必要な負担について、全ての需要家が公平に負うことなどが確認された（乙第14号証9ページ）。

(1) このように、託送供給制度は、公益的課題に要する費用を全ての需要家が公平に負担する機能を有するものと理解され、旧一般電気事業者が用いる託送供給等約款の託送料金原価において需要家が広く負担すべき

*3 「託送供給」という概念は、平成15年の電気事業法改正により、接続供給と振替供給を総称するものとして定義されたものであり（被告第1準備書面第3の2(1)ア（28ページ））、乙第14号証の電気事業審議会基本政策部会報告では「託送制度」と記載されていた。

公益的課題に要する費用を計上することで、その費用が託送供給を受ける事業者を通じて全ての需要家から公平に回収されるものとされており（旧一般電気事業者自らが電気を供給する需要家に対してはその電気料金の中で公益的課題に要する費用が回収されていた。）、このような理解を前提として、その後も、託送供給制度は、電源開発促進税や既発電費といった公益的課題に要する費用の回収に係るものとして利用され、本件省令1による改正前の本件算定規則4条*4において、「料金」の構成要素たる「営業費」として規定してきた。

イ 平成15年改正と会計分離

(7) 以上の託送供給制度は、旧一般電気事業者の送配電部門が担うものであるが、平成15年改正後の電気事業法24条の5*5において、送配

*4 旧一般電気事業託送供給等約款料金算定規則（平成11年経済産業省令第106号）

4条（営業費の算定）

1項 事業者（引用者注・旧一般電気事業者のこと。同規則1条2項1号参照。）は、営業費として、（略）電源開発促進税（略）の額の合計額を算定し（略）なければならない。

2項 次の各号に掲げる営業費項目の額は、それぞれ当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

3号 （略）使用済燃料再処理等既発電費（略）

*5 平成15年改正後の電気事業法（平成15年法律第92号）

24条の5（一般電気事業者の託送供給等の業務に関する会計整理等）

1項 一般電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務に関する会計を整理しなければならない。

2項 一般電気事業者は、経済産業省令で定めるところにより、前項の整理の結果を公表しなければならない。

電部門の公平性・透明性を確保し、新規参入者等の市場関係者の信頼を保護するため、送配電部門と他部門との会計を別として送配電部門の収支計算書等の作成・公表を義務付けた「会計分離」が導入され、いかなる収益・費用を送配電部門のものとするかについては、電気事業託送供給等収支計算規則で定められ、公益的課題に要する費用である電源開発促進税は平成18年に、既発電費は平成20年に、それぞれ送配電部門

の費用と整理するものとされた*6(乙第64号証及び乙第65号証)。

(1) 前記アで述べたとおり、本件省令1による改正前の本件算定規則4条は、旧一般電気事業者の営業費として公益的課題に要する費用を定めていたにとどまるが、旧電気事業託送供給等収支算定規則をみれば、それ

*6 旧電気事業託送供給等収支算定規則（平成20年経済産業省令第47号）

2条（託送供給等収支の整理等）

1項 一般電気事業者（沖縄電力株式会社（中略）を除く。以下「事業者」という。）は、法第二十四条の五第一項の規定により、託送供給の業務その他の変電、送電及び配電に係る業務（以下「託送供給等の業務」という。）に関する会計を整理しようとするときは、当該事業者が行う託送供給等の業務に係る収益、費用及び固定資産について、別表第一に掲げる基準に基づき、様式第一に整理しなければならない。

別表第一（第2条関係）

事業者に係る託送供給等収支配分基準

2. 電気事業営業費用のうち、送配電部門に係る費用を、次の方法により抽出することにより整理すること。

(1) その他に整理された費用のうち、電源開発促進税（略）を、送配電部門の費用に整理すること。

3. 次に掲げるものを、それぞれ社内取引項目として、送配電部門の収益及び費用に整理し、様式第1第2表により社内取引明細表を作成すること。

(2) 送配電部門が送配電外部門の設備等を利用した場合に発生すると考えられる社内取引に係る費用として、次に掲げるものを整理すること。

④ 過去の使用済燃料に係る費用等に相当する取引費用（託送算定規則において過去の使用済燃料に係る費用等として整理される送電・高圧配電関連費用に相当する額をいう。）

らの費用は送配電部門のものとして整理されていたのであって、電気事業法は、旧一般電気事業者の送配電部門が公益的課題に要する費用を負担するものとして、下位法令も含めた制度設計を構築していたことが明らかである。そして、上記制度設計が構築されていることを前提とした上で、旧一般電気事業者の送配電部門を引き継ぐ一般送配電事業者にその役割を担わせることを明確にして、次に述べる電気事業法の平成26年改正がされているのである。

ウ 平成26年改正と一般送配電事業者の役割

(ア) 電気事業法の平成26年改正に際しては、発電・送配電・小売を一貫して運営していた旧一般電気事業者等を、発電事業者・一般送配電事業者・小売電気事業者の3つの事業類型に再分類して、小売分野を全面自由化することとしたところ、被告第4準備書面第3の3(2)イ(18ページ以下)で述べたとおり、旧一般電気事業者が独占的に維持管理してきた送配電設備が一般送配電事業者に引き継がれることを踏まえ、電気の全需要家が公平に負担すべき費用の回収について、学識経験者からなる電力システム改革小委員会制度設計ワーキンググループにおいて検討がなされ、「小売全面自由化後の託送制度においても、電気の全需要家が公平に負担すべき費用については、負担の公平性や事業者間の競争条件の確保を前提に、託送料金で回収できる仕組みとする必要ではないか。」として、引き続き、託送供給制度による回収が図られるべきであるとされていた(乙第20号証33ページ)。

(イ) そして、平成26年改正時の国会審議においても、前記乙第20号証の考え方方が国会に顕出された上で、託送料金によって回収することとなる公益的課題に要する費用としていかなる費用が含まれるかということは、今後の更なる検討に委ねられていることが明確化されているところである(乙第58号証37ページ)。

(ウ) このように、電気事業法は、平成26年改正においても、託送料金につき、必ずしも一般電気事業者の固有のコストに限定されない公益的課題に要する費用を算入することを許容するものであったのである。

(3) 小括

以上のとおり、託送供給制度が平成11年改正において新設され、小売分野の全面自由化を伴う平成26年改正に至るまで、同制度が公益的課題に要する費用を回収する役割を担ってきたものであり、なおかつ、小売全面自由化後には、一般送配電事業者がそのような役割を担うことが電気事業法上求められていたことは明らかであるから、このような立法過程における議論等を踏まえれば、「適正な原価」に「公益的課題に要する費用」を含めることが許容されることがより一層明らかになったというべきである。

5 「公益的課題に要する費用」として賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を料金の構成要素たる営業費に含めることとした本件算定規則4条2項が電気事業法全体の趣旨、目的及び仕組みに合致すること（判断要素③）

(1) 電気事業法は公益的課題への対応を求めていること

被告第4準備書面第3の4(1)（26及び27ページ）で述べたとおり、電気の使用者の利益保護、電気事業の健全な発達、公共の安全の確保及び環境保全を目的とする電気事業法1条からして、同法が公益的課題への対応を求めていることに疑いはない。

また、前記4(2)で述べたとおり、平成11年改正において、託送制度が公益的課題を担うものとして理解され、その後、実際に託送供給において公益的課題に要する費用が回収されてきたことに加え、平成15年改正の会計分離導入後、公益的課題に要する費用が旧一般電気事業者の送配電部門に係る費用として法整備されてきたこと、以上を当然の前提として平成26年改正が行われたことに照らすと、平成26年改正後においても、公益的課題に要する費用について、上記送配電部門を引き継ぐ一般送配電事業者の費用と

することが、從来からの電気事業法全体の趣旨、目的及び仕組みに合致することは明らかである。

(2) 公益的課題に要する費用に賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金が含まれること

被告第4準備書面第3の4(2)(27及び28ページ)で述べたとおり、東日本大震災と共に伴う原子力事故の発生を踏まえ、賠償負担金は、原子力事故の賠償費用をどのように用意するかという我が国のエネルギー政策における基本方針の一環として託送回収するとされたところであり、廃炉円滑化負担金は、原発依存度を可能な限り低減するという我が国のエネルギー政策における基本方針の一環として託送回収するとされたところであって、いずれの負担金も、公益的課題に要する費用であることを否定することはできないから、学識経験者からなる貫徹小委員会の議論を経て、これらを託送原価に算入した本件算定規則4条2項が授權法全体の趣旨、目的及び仕組みに合致することもまた明らかであるといるべきである。

このように、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金は、学識経験者からなる貫徹小委員会等の議論やパブリックコメントなどの合理性を担保する決定プロセスを経た上で、託送原価に算入されたものであることに加え、電気事業法は、託送供給等約款の認可（変更認可を含む。）において、あらかじめ電力・ガス取引監視等委員会*7の意見を聞かなければならぬと定

*7 電力・ガス取引監視等委員会は、電気事業法66条の2に基づき設置された組織であり、法律、経済、金融又は工学に関して専門的な知識経験を有する者から構成され、託送料金の認可等における経済産業大臣からの意見聴取、適正取引確保のために必要な電気事業者に対する勧告及び経済産業大臣に対する建議等を所掌し、その職務を独立して行うとされている（以上、同法66条の3ないし17）。

めているところ（同法第6条の11第1項5号）、本件変更認可処分においても、令和2年8月6日、同委員会から認可することに異存はない旨の回答がされているように（乙第66号証）、合理性を担保する決定プロセスを経た上で、料金算定されているところである。

（3）原告の主張に理由がないこと

ア これに対し、原告は、本件施行規則において、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金が「第2章 電気事業」「第2節 一般送配電事業」に規定されず、「第5節 発電事業」の次に「第5節の2 賠償負担金の回収等」「第5節の3 廃炉円滑化負担金の回収等」として規定されていることなどを根拠に、いずれの負担金も発電事業に関連する費用であって、「一般送配電事業を営むために必要な費用」ではない旨主張している（原告第4準備書面第2の1〔6及び7ページ〕）。

しかしながら、「一般送配電事業を営むために必要な費用」とは一般送配電事業に求められる役割によって変わり得るものであるところ、前記4(2)ウで述べたとおり、一般送配電事業者は公益的課題に要する費用を回収する役割も求められているのであるから、公益的課題に要する費用である賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を託送料金によって回収することは、まさに「一般送配電事業を営むために必要な費用」といえ、原告の主張は被告の主張に対する反論になっていないといわざるを得ない。

イ むしろ、原告の主張は、「一般送配電事業は公共インフラであるから、そこでの原価には小売にかかるコストや発電にかかるコストは含まれ」ない旨をいうところに主眼があると思われるが、被告第4準備書面第3の3(2)エ（22ないし25ページ）で述べたとおり、原告の上記主張は、平成26年改正の趣旨や一般送配電事業者が担うこととなった役割等を無視する独自の見解といわざるを得ず、到底採用することはできない。

（4）小括

以上のとおり、「公益的課題に要する費用」として賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を託送原価に算入した本件算定規則4条2項が電気事業法全体の趣旨、目的及び仕組みに合致することも明らかであるといえる。

6 本件算定規則4条は小売電気事業者の権利ないし利益を直接制限するものではない上、小売電気事業者が受けける影響も大きいとはいえないこと（判断要素④）

被告第4準備書面第3の5（33及び34ページ）で述べたとおり、本件算定規則4条によって制限されるのは、一般送配電事業者の自由かつ恣意的な料金設定であり、原告のような小売電気事業者の権利ないし利益を直接的に制限するものではない。

しかも、本件算定規則4条によって小売電気事業者が影響を受けるのだとしても、それはあくまで経済的な観点でしかなく、その性質として裁量が狭く理解されなければならないようなものではあり得ない上、本件省令1によって託送原価に算入された賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金は、営業費として託送原価に算入される約50種に及ぶ費目のうちの2つにすぎないことなどからして、小売電気事業者が受けける影響は何ら大きいものではなく、比例原則的な見地からして、その内容が相当であることは明らかである。

7 まとめ

以上に述べたことに照らせば、本件算定規則4条2項が授權規定である電気事業法18条1項の委任の範囲内にあることは明らかである。

第4 結語

被告第2及び第4準備書面で述べ得たとおり、そもそも原告のような小売電気事業者に原告適格は認められないから、本件訴えは、不適法なものとして速やかに却下されるべきであるが、仮に、そうでないとしても、以上のとおり、法の委任を受けた本件算定規則4条2項は適法であり、本件変更認可処分も適

法になされたものであることは明らかであるから、原告の請求は速やかに棄却
されるべきである。

以 上